

日出町を転出される方へ

新しい住所に移った日から14日以内に、転入の手続きをして下さい（14日以内に届出をしないと、過料に処せられる場合があります）。

転入届に必要なもの

転出証明書

印鑑

”窓口に行く人”の本人確認のできる身分証明書（官公署発行の顔写真付きのもの、運転免許証、パスポートなど。）

* お持ちでない場合は、住民課までご相談ください。

* 代理の場合は、委任状が必要です（同一世帯ではない家族が代理で手続きをする場合も必要となります）。

（Q1）転出予定日や転出先を変更したときは？

（A1）転出証明書をそのまま新住所地の市区町村役場に提出し、その際に変更後の住所を記載した転入届をして下さい。

（Q2）転出を取り消すときは？

（A2）転出証明書、本人確認のできる身分証明書（運転免許証、健康保険証など）、印鑑を持参し、日出町役場住民課で取り消しの手続きをして下さい。

（Q3）転出証明書を紛失したときは？

（A3）印鑑と本人確認のできる身分証明書（運転免許証、健康保険証など）を持参し、日出町役場住民課で再交付の手続きをして下さい。

（Q4）国外へ転出するときは？ 帰国したときは？

（A4）転出証明書は交付しません。住民票は消除されますので帰国したら転入届が必要です。

帰国したときは、パスポートと印鑑を持って新住所地で転入届をして下さい（戸籍の附票が必要な場合もあります）。

また転出届をされる方で、裏面の事項に該当する方はそれぞれ手続きをお願いします。詳しいことは担当課にお問い合わせください。



裏面へ

| 該 当 事 項 | 担 当 課 | 手 続 き 等 の 内 容 | |
|--------------------|------------------------------|---|---|
| | | 日出町 | 新住所地 |
| 印鑑登録をしている方 | 住民課 TEL(0977)73-3122 | 窓口にて印鑑登録証をお返し下さい(転出予定日から印鑑登録証は使用できません。) | 必要な方は、改めて印鑑登録の手続きをして下さい。 |
| 住民基本台帳カードをお持ちの方 | | 窓口にて住民基本台帳カードを返却してください。 | 必要な方は、改めて住民基本台帳カードの交付の手続きをして下さい。 |
| 国民年金受給者 | | 原則として手続きの必要はありません。 | 年金証書を持参して住所変更の手続きをしてください。 |
| 国民年金加入者 | | | 手続きについて、詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。 |
| 小中学校の児童生徒の保護者 | | 窓口にて学校異動届・学校にて転学の手続きをしてください。 教育委員会(73-3157)での手続きが必要な場合があります。 | 転入学手続きは新住所地にお問い合わせ下さい。 |
| 国民健康保険加入者 | 健康増進課 TEL(0977)73-3130 | 国民健康保険証と印鑑を持参して、窓口で手続きして下さい。 | 国民健康保険に加入する場合は新たに手続きをして下さい。 |
| 後期高齢者医療該当者 | | 後期高齢者医療被保険者証を持参して、窓口で手続きをして下さい。県外転出の際は必ず負担区分証明書をお受け取り下さい。 | 保険証、負担区分証明書、印鑑を持参し、改めて交付の手続きをして下さい。 |
| 介護保険該当者 | | 窓口にて被保険者証をお返し下さい。要介護・要支援認定を受けている方は、窓口で受給資格証明書の交付手続きをして下さい。 | 改めて被保険者証の交付手続きをして下さい。受給資格証明書を交付されている方は要介護認定申請(14日以内)をして下さい。14日を過ぎると無効になります。 |
| 子ども医療該当者 | 福祉対策課 TEL(0977)73-3121 | 子ども医療受給者証と印鑑を持参して、窓口で手続きをして下さい。 | 保険証と印鑑を持参し、改めて交付の手続きをして下さい。 |
| 子ども手当受給者 | | 子ども手当の消滅の手続きをして下さい。 | 受給者の保険証・通帳・印鑑を持参し、手続きをして下さい。詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。 |
| 児童扶養手当 特別児童扶養手当 | | 児童(特別児童)扶養手当の転出の手続きをして下さい。税務課にて所得証明書をおとり下さい。 | 所得証明書・旧証書・通帳・印鑑を持参し手続きをしてください。詳しくは新住所地にお問い合わせください。 |
| 上下水道 | 上下水道課 TEL(0977)73-3134 | 町水道を止める手続きをして下さい。下水道の手続きも同時にできます。 | 新たに手続きをして下さい。 詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。 |
| 軽自動車 二輪車 | 税務課 住民税係 TEL(0977)73-3123 | 二輪車(原付を含む)、小型特殊自動車(農耕用を含む)、軽自動車(660cc以下)については新住所地で手続きが必要です。 | 左記の手続きについて、 詳しくは新住所地にお問い合わせ下さい。 |